

一社) 熊本県空手道連盟 交通費等支給基準表 数字は単位: 円

令和8年4月19日 県連総会にて議決						
区 分		交通費謝礼金: 4時間超 (円)	交通費謝礼金: 4時間未満 (円)	旅費・宿泊費・遠隔地交通費割り増し等		
大会等	県内	役員・審判	6,000	3,000	①自宅から会場まで片道20km超えの場合1,000円追加支給 ②大会準備・審判会議等で義務出席の場合宿泊を県連負担12,000円 ③その他、別紙「各分会申し合わせ交通費等の支給について」のとおり	
		事務局員	6,000	3,000		
		補助員	1,000			無し
		審判	県: 4,000 地区: 5,000 全国: 6,000	左記の半額		
	九州(山口)	役員	6,000	3,000	①役員・審判の宿泊費は県連負担 ②宿泊を本人が予約する場合は12,000円補助 ③交通費として1人6,000円補助、相乗りの場合は車提供者に同乗者分を渡す ④監督・コーチの指導下選手が参加する場合、日当は3,000円半日は1,500円とする。交通費は支給しない。⑤レセプションに参加する審判は全額県連負担、監督・コーチは半額負担とする※対象大会は九州ブロック大会・全九州少年少女大会	
		審判				
		監督・コーチ				
	関東・関西・沖縄	役員	6,000	3,000	①役員・審判の旅費は県連負担(関東圏は5万円・関西圏及び沖縄は4万円) ②宿泊を本人が予約する場合は12,000円補助 ③監督・コーチの指導下選手が参加する場合、日当は3,000円半日は1,500円とする。交通費として関東圏3万円・関西圏及び沖縄県は2万円を支給する。	
		審判				
		監督・コーチ				
	審査会	県内	役員	6,000		自宅から会場まで片道20km超えの場合交通費として1,000円追加支給
			審査員・立会人	12,000		
事務局員			6,000			
講習会	県内	役員	6,000	3,000	自宅から会場まで片道20km超えの場合交通費として1,000円追加支給	
		審判講師				
		形講師				
		事務局員				
強化練習会	県内	役員	6,000	3,000	①宿泊費は県連負担 ②公共交通機関の場合は県連負担、自家用車の場合で自宅から会場まで片道20km超えの場合交通費として1,000円追加支給 ※但し主催団体より交通費支給の場合除く	
		形・組手講師				
		事務局員				
県外・県内	地区幹事会等 県スポーツ協会・武道教育委員会・武道協議会等の会議・行事等	6,000	3,000	①宿泊費は県連負担 ②公共交通機関の場合は県連負担、自家用車の場合で自宅から会場まで片道20km超えの場合交通費として1,000円追加支給 ※但し主催団体より交通費支給の場合除く		
		役員	6,000		3,000	
		監督				
国スポ大会	県外	役員		6,000		3,000
		監督				
		コーチ				
全日本選手権	県外	役員	6,000	3,000	①役員の旅費は県連負担(関東圏は5万円・関西圏及び沖縄は4万円) ②本人宿泊予約の場合は12,000円補助	
		監督				
		コーチ				
県連常任理事会・理事会・社員総会		1,000		自宅から会場まで片道20kmを超える場合1,000円追加支給		
県連部会内 会議		1,000				

(注) 基準表にない地域の旅費等については役員会の協議により支給する